

令和3年度東御市入札等参加資格審査申請要領

(建設工事)

令和3年度において、東御市が発注する建設工事の入札等参加資格を希望される方は、下記のとおり提出してください。

なお、平成31・32(令和元・2)年度の入札参加資格を持つ方については、現在登録のある業種の有効期間を延長し、令和3年度の1年間を継続して有効とすることから、今回の入札等参加資格申請は必要ありませんのでご注意ください。

記

- 1 受付期間 令和2年12月3日(木)から令和3年1月13日(水)まで **《必着》**
(ただし、閉庁日を除く。)
- 2 受付時間 午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く。)
- 3 提出先及び提出場所 東御市総務部総務課契約財産係(東御市役所本庁舎本館2階)
〒389-0592 長野県東御市県281番地2
電 話 0268(64)5805(直通)
F A X 0268(63)5431
- 4 申請要件
 - (1) 地方自治法の入札参加についての欠格事項に該当しないこと。
 - (2) 営業に関し法律上必要とする資格を受けていること。
 - (3) 事業税、消費税及び東御市の市税その他東御市に納付すべき使用料、手数料等を完納していること。
 - (4) 入札参加を希望する建設工事の種類について、申請の日の直前2年間の各営業年度に完成工事高があること。
 - (5) 社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全て)に加入していること(加入義務がない者は除く)。
 - (6) 基準日は令和2年12月1日とする。
- 5 提出方法
 - (1) 東御市に本店、支店、営業所を置く方は、提出時に書類確認をするため原則として持参してください。「建設業許可証明書」及び「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」は、写し1部を契約財産係窓口へお持ちください。
 - (2) 上記以外の方は、持参又は郵送で提出してください。

- ※ 郵送の場合は、申請書類受領確認のための返信はがき又は長3封筒（あて先を記入し切手を貼付したもの）を同封してください。
- ※ 不備不足があった場合、原則申請書類は着払いにて返送します。
- ※ 提出の際はファイル綴じ・ひも綴じ・パンチはしないで下さい。

6 提出部数 1部

7 提出書類 別紙「入札等参加資格審査申請書 確認票 建設工事」のとおり
 （綴る順番は、確認表の番号順でお願いします。）
 （市指定様式は、ホームページにも掲載してあります。）

（注1）「令和3年度東御市入札等参加資格審査申請書（東御市指定様式【1】）」の希望工種に必ず○印をしてください。○印がされていない場合は、登録審査の対象となりません。

（注2）技術者名簿には恒常的な雇用関係の者のみを記載してください。

技術者名簿に記載されていない技術者を主任（監理）技術者とすることはできません。

（注3）「新客観点数確認書」、「民間資格技術者一覧表」及び「地域貢献の実績調書」並びに「障がい者雇用状況調書」は市内に本店、支店、営業所を登録希望する場合に提出してください。

（注4）社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全て）に加入していることが確認できる書類について

（1）健康保険及び厚生年金保険

ア 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がある場合は、下表に該当する書類を提出

経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書において「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている方	経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書の写し ※有効期間内の最新のもの
経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書において「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている方	「無」となっている保険に関して、次の（1）～（4）のいずれかの書類を提出 （1）申請日直前の保険料納入告知額・領収済額通知書の写し （2）申請日直前の保険料納入告知額通知書及び領収書の写し （3）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し （4）社会保険料納入証明書の写し

- イ 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない場合は、次の（イ）と（ロ）の書類を提出
 （ア）貸金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等の写しのうちいずれか（従業員数の確認）
 （イ）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの申出書【東御市指定様式9】

（2）雇用保険

ア 雇用保険の加入義務がある場合は、下表に該当する書類を提出

経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書において「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている方	経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書の写し ※有効期間内の最新のもの
経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書において「雇用保険加入の有無」欄が「無」になっている方	次の（1）～（3）のいずれかの書類を提出 （1）申請日直前の雇用保険料の領収済通知書の写し （2）労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し （3）労働保険料等納入証明書の写し

- イ 雇用保険の加入義務がない場合は、次の（イ）と（ロ）の書類
 （ア）貸金台帳・労働者名簿・源泉所得税領収書等の写しのうちいずれか（従業員数の確認）
 （イ）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの申出書【東御市指定様式9】

8 審査について

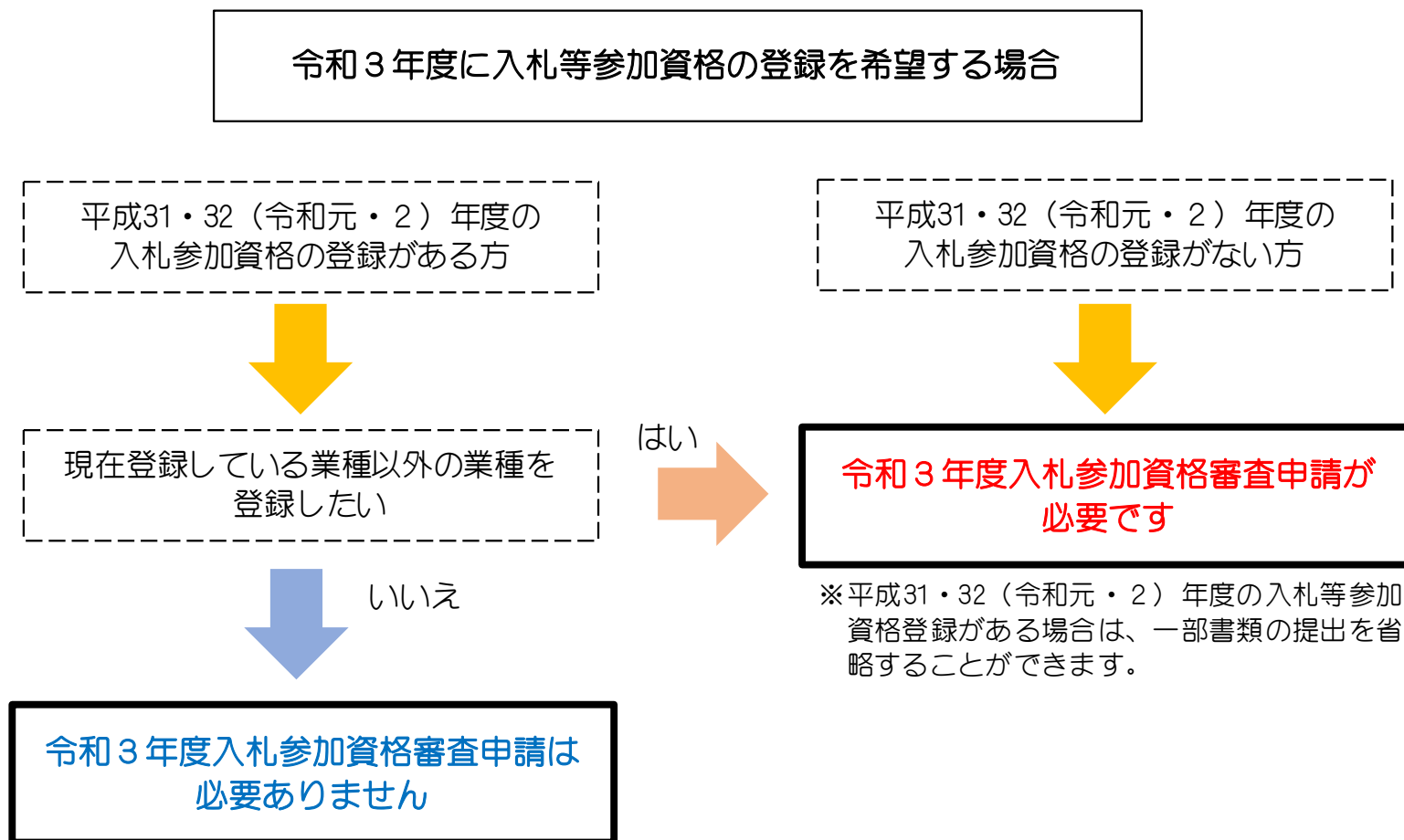
期限までに提出された書類について内容を審査し、入札参加資格を認定したものは東御市建設工事等入札等参加資格者名簿に登録します。

ただし、認定されなかった場合は、令和3年3月26日（金）までに文書で連絡します。

9 その他

- （1）証明書等は、審査基準日から3か月以内（令和2年9月1日以降）のものを提出してください。
- （2）令和3年度内で経営事項審査の有効期間が超過し、審査を更新した場合は、その時点で最新のものを契約財産係へ提出してください。なお、審査を更新しない場合は、東御市において発注する建設工事等の入札（見積り）に参加できない場合があります。また、経営事項審査の総合評定値（P点）は、受付期間内に提出されたものを1年間変更しないものとします。
- （3）登録業者を対象に東御市の市税について、随時、納付状況を調査し、滞納者に対しては入札等の停止や登録の取消しをする場合があります。また、市税以外で市に支払うべき債務に滞納がある場合や、国税や都道府県税等に滞納がある場合、又は法人組織の代表者が個人分の税金に滞納がある場合も、入札の停止等の対象となりますのでご承知ください。

<参考> 令和3年度東御市入札等参加資格審査申請の流れ



※平成31・32（令和元・2）年度の入札等参加資格登録がある場合は、一部書類の提出を省略することができます。

※令和3年度の1年間、平成31・32（令和元・2）年度の入札等参加資格が継続して登録されます。